

南あわじ市下水道事業審議会運営要領（案）

令和 8 年 9 月 2 9 日

審 議 会 決 定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、南あわじ市下水道事業審議会条例（令和 8 年南あわじ市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、南あわじ市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第 2 条 審議会は、会長が必要と認めるときに開催する。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の開催の日の 3 日前までに議案を添えて開催の日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（出欠の届出）

第 3 条 委員は、病気その他の理由により審議会に出席できない場合は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（委員以外の者の出席）

第 4 条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

（議長）

第 5 条 議長は、会議の議事を主宰し、秩序を保持する。

2 会長及び副会長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が議長となる。

（発言の許可）

第 6 条 審議会において発言しようとするものは、議長の許可を得なければならない。

（質疑終結の宣言）

第 7 条 質疑が終わったときは、議長は質疑の終結を宣言して表決に付さなけ

ればならない。

(表決の宣言)

第8条 議長は、表決をしようとするときは、表決に付する案件を宣言しなければならない。

2 議長が前項の表決の宣言したのちは、何人も議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りでない。

(表決の方法)

第9条 表決の方法は、投票、挙手及び異議の有無によるものとし、議長が適宜これを用いる。

(審議会の公開)

第10条 審議会（審議会の運営に関する議事を除く。）は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、審議会を公開しない旨の議決したときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 審議会の公開に関して必要な事項は、別に定めることができる。

(議事録)

第11条 会長は議事録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 審議会の会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 案件の内容

(4) その他会議において必要と認めた事項

2 議事録に署名押印する委員は2人とし、議長がその会議において指名する。

3 議事録は、次の各号に掲げる事項を除いて公開することができる。

(1) 発言した委員及び出席者の氏名

(2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項

(3) 事前説明事項に関する議案事項

- (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、審議会の議事その他運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。
- 2 最初に招集される委員会は、第 2 条の規定にかかわらず、市長が招集する。